



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年1月11日火曜日 第2232号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

- 救急病院の協力申出..... 1
- 指定自立支援医療機関の指定..... 1
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）..... 1
- 肥料の登録の失効..... 3
- 地域森林計画の公表..... 3
- 地域森林計画の変更の公表（4件）..... 3
- 県営住宅の名称及び位置の一部改正..... 3
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... 4
- 土地改良区役員の就退任の届出..... 5
- 市営土地改良事業の施行の同意..... 6
- 道路の区域変更（県道金生三島線）..... 6
- 道路の供用開始（一般国道319号）..... 6
- 道路の供用開始（県道伯方島環状線）..... 6
- 道路の供用開始（県道松山東部環状線）..... 6
- 開発行為に関する工事の完了（2件）..... 7
- 土地改良区役員の就退任の届出..... 7
- 町営土地改良事業の施行の同意..... 7
- 道路の区域変更（県道舟間伊予吉田停車場線）..... 8
- 道路の供用開始（ " ）..... 8

- 道路の区域変更（県道網代鳥越線）..... 8
- 道路の供用開始（ " ）..... 8

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）..... 8
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 9

### 監 査 公 表

- 私学文書課..... 9

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成23年1月11日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
放射線第一病院	今治市北日吉町一丁目10番50号	医療法人順天会	平成26年1月5日まで

#### ○愛媛県告示第2号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成23年1月11日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
花月調剤薬局東野店	松山市東野1丁目5番12号	株式会社ジン	精神通院医療（薬局）	平成23年1月1日
ひめ薬局余戸西店	松山市余戸西4丁目15-2	株式会社レフピック	精神通院医療（薬局）	平成23年1月1日
うわじま薬局	宇和島市堀端町1-18	株式会社エムワイエス	精神通院医療（薬局）	平成23年1月1日
ハート調剤薬局	西条市大町755番11	株式会社メディシス	精神通院医療（薬局）	平成23年1月1日

#### ○愛媛県告示第3号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに愛南町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年1月11日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
エーマックス愛南店・ローソン愛南町平城西店	南宇和郡愛南町御荘平城791-1外25筆	大規模小売店舗の名称	エーマックス愛南店・SPA	エーマックス愛南店・ローソン愛南町平城西店	平成22年9月29日	平成22年12月20日
		大規模小売店舗を設置する者の名称	有限会社赤水ほか1者	有限会社アイフーズほか1者	平成19年9月20日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称				
		大規模小売店舗を設置する者の住所	株式会社エースワン高知県高知市南御座9-8ほか1者	株式会社エースワン高知県高知市南御座11番7号ほか1者	平成20年2月11日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の住所				
		大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	有限会社赤水代表取締役尾崎 宏史ほか1者	有限会社アイフーズ代表取締役尾崎 勝也ほか1者	平成19年7月31日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
大規模小売店舗において小売業を行う者	有限会社アイフーズ南宇和郡愛南町御荘平城804番地代表取締役尾崎 勝也ほか1者	株式会社ローソン東京都品川区大崎一丁目11番2号代表取締役新浪 剛史ほか1者	平成22年9月29日			

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに愛南町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第4号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに愛南町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年 月 日	届 出 の 年 月 日
エーマックス愛南店・ローソン愛南町平城西店	南宇和郡愛南町御荘平城791-1外25筆	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前6時 閉店時刻 翌午前0時	24時間	平成23年1月21日	平成22年12月20日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前6時から翌午前0時30分まで	24時間		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで	午前5時から翌午前2時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに愛南町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第5号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成23年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

失効年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成22年12月13日	愛媛県第1172号	魚かす粉末	8.0ポ ン魚か す粉末	窒素全 量 8.0 りん酸 全量 5.0	全国農業協同組合連合会 東京都千代田区 大手町一丁目3 番1号

○愛媛県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、平成22年12月28日、今治松山地域森林計画を立てた。

今治松山地域森林計画に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局産業経済部今治支局森林林業課及び中予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成23年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、平成22年12月28日、南予地域森林計画を変更した。

南予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成23年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第11号

県営住宅の名称及び位置（平成13年10月愛媛県告示第1647号）の一部を次のように改正する。

平成23年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																	
1 一般県営住宅		1 一般県営住宅																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	省略				省略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>松風団地</td> <td>松山市高砂町三丁目</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	省略		松風団地	松山市高砂町三丁目	省略		
名 称	位 置																		
省略																			
省略																			
名 称	位 置																		
省略																			
松風団地	松山市高砂町三丁目																		
省略																			
2 省略		2 省略																	

○愛媛県告示第12号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成23年 1月11日

愛媛県西条保健所長 新 山 徹 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社クラレ  
岡山県倉敷市酒津1621番地  
取締役社長 伊藤 文大

2 事業場の名称及び所在地

株式会社クラレ西条事業所  
西条市朔日市892番地

3 特定施設に関する事項

ポパール洗浄施設No.5

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第46号イ 水洗施設	
特定施設の能力	1日当たり10トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後3ヶ月	
使用開始の予定年月日	平成23年9月1日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,600 最大 2,000
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 20
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 5
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 235 最大 250	

備考 汚水等は、嫌気処理施設（No.3）にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 嫌気処理施設（No.3）

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後3ヶ月		
使用開始の予定年月日	平成23年9月1日		
処理施設の種類	生物化学的処理		
処理施設の型式	嫌気性処理		
処理施設の構造	鋼板製		
処理施設の主要寸法	縦 9.7メートル 横 20.6メートル 高さ 12.0メートル		
処理施設の能力	1日当たり500立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	メタン発酵		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0	通常 6.0~7.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,782 最大 2,268	通常 178 最大 227
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 20	通常 50 最大 100
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 5	通常 2.7 最大 7.6
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.1 最大 1.0	通常 1.6 最大 10.4
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 370 最大 405	通常 370 最大 405	

備考 汚水等は、好気処理施設で処理する。

(2) 好気処理施設

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後3ヶ月		
使用開始の予定年月日	平成23年9月1日		
処理施設の種類	生物化学的処理		
処理施設の型式	好気性処理		

処理施設の構造	鋼板製		
処理施設の主要寸法	縦 11.3メートル 横 14.7メートル 高さ 5.4メートル		
処理施設の能力	1日当たり500立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~7.0 最大 6.0~8.0	通常 6.0~7.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 178 最大 227	通常 52 最大 68
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100	通常 30 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.7 最大 7.6	通常 1.9 最大 5.3
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.6 最大 10.4	通常 1.6 最大 10.4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 370 最大 405	通常 370 最大 405	

備考 汚水等は、ばっき凝集沈殿処理施設で処理する。

(3) ばっき凝集沈殿処理施設

設置年月日	昭和11年7月11日
処理施設の種類	生物学的処理
処理施設の型式	好気性処理
処理施設の構造	コンクリート製
処理施設の主要寸法	縦 230.0メートル 横 24.0メートル 高さ 3.3メートル
処理施設の能力	1日当たり30,000立方メートル処理
汚水等の処理の方式	ばっき及び沈降
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.0~7.0 最大 5.0~8.5	通常 5.0~7.0 最大 5.0~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 24.9 最大 43.3	通常 23.6 最大 39.4
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.9 最大 30	通常 5.5 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.8 最大 29.8	通常 5.8 最大 29.8
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.4	通常 0.5 最大 1.4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 12,462 最大 15,178	通常 12,462 最大 15,178	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 排水口No.1

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.2 最大 9.9
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 10
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.1 最大 8.3
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 55,480 最大 67,250	

備考 この他に、雨水排水口が4箇所ある。

○愛媛県告示第13号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新居浜市松神子土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成23年1月11日

愛媛県東予地方局長 佐伯 隆 志

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	佐々木 恒 一	新居浜市垣生4-7-15

## ○愛媛県告示第14号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・孫兵衛作地区）の施行に平成22年12月22日同意

した。

平成23年 1月11日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

## ○愛媛県告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	金生三島線	四国中央市村松町字富光増縄36番7地先から 同町字神楽縄37番1地先まで	旧	メートル 6.5～7.5	キロメートル 0.015	
			新	7.6～8.9	0.015	

## ○愛媛県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町新宮114番4から 同町新宮114番2まで	平成23年 1月11日

## ○愛媛県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伯方島環状線	今治市伯方町木浦甲3930番4から 同町木浦甲3855番3まで	平成23年 1月11日

## ○愛媛県告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山東部環状線	松山市鴨川三丁目600番3地先から 同市鴨川三丁目603番72地先まで	平成23年 1月11日

○愛媛県告示第19号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 1月11日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建（開）第47号 平成22年12月27日	東温市志津川字片山甲44番、甲44番地先農道	松山市北斎院町682番地の3 特定非営利活動法人農業で古里創りNPO 理事 白 戸 邦 生

○愛媛県告示第20号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 1月11日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建（開）第48号 平成22年12月27日	東温市牛淵字古屋敷325番1、326番1、327番1	高知県高知市知寄町二丁目1番37号 株式会社サニーマート

○愛媛県告示第21号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、宇和島市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 1月11日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 井 万 一 郎	宇和島市柿原636番地
"	二 宮 通 弘	宇和島市宮下甲1031番地
"	松 本 泰 宏	宇和島市光満甲1568番地
"	松 廣 桂	宇和島市大浦甲2238番地
"	三 浦 義 博	宇和島市坂下津甲91番地 1
"	土 居 春 俊	宇和島市三浦東2670番地
"	西 村 守	宇和島市三浦西3223番地
"	小 林 輝 彦	宇和島市三浦西1683番地
"	保 木 寛	宇和島市光満甲1358番地
"	氏 原 淳 吉	宇和島市高串 2 番耕地1696番地
"	森 田 立 夫	宇和島市藤江1362番地
"	大 内 良 徳	宇和島市大浦甲1009番地 5
"	大 塚 武 司	宇和島市大浦甲1970番地
"	山 崎 毅	宇和島市蛤56番地 8
"	西 山 岩 太 郎	宇和島市石応1342番地 1
"	山 内 勘 市	宇和島市小浜2194番地24
"	岡 野 昇	宇和島市笹町 2 丁目 1 番10号
"	福 本 義 和	宇和島市下波914番地
監 事	笹 岡 重 昭	宇和島市和霊町1241番地
"	山 本 力 行	宇和島市三浦西1314番地 2
"	岡 富 士 夫	宇和島市大浦甲740番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 井 万 一 郎	宇和島市柿原636番地
"	二 宮 通 弘	宇和島市宮下甲1031番地
"	毛 利 長 生	宇和島市高串 2 番耕地1581番地 1
"	柿 木 山 達 美	宇和島市光満甲1461番地 2
"	松 本 泰 宏	宇和島市光満甲1568番地
"	前 田 京 司 郎	宇和島市藤江1327番地
"	和 田 茂 完	宇和島市大浦甲225番地 7
"	岡 富 士 夫	宇和島市大浦甲740番地
"	松 廣 桂	宇和島市大浦甲2238番地
"	小 田 原 六 太 郎	宇和島市百之浦1281番地
"	三 浦 義 博	宇和島市坂下津甲91番地 1
"	山 下 力 吉	宇和島市白浜276番地
"	山 下 良 治	宇和島市平浦1232番地 8
"	土 居 春 俊	宇和島市三浦東2670番地
"	西 村 守	宇和島市三浦西3223番地
"	小 林 輝 彦	宇和島市三浦西1683番地
"	岡 野 昇	宇和島市笹町 2 丁目 1 番10号
"	山 下 良 征	宇和島市遊子1360番地
監 事	笹 岡 重 昭	宇和島市和霊町1241番地
"	山 本 力 行	宇和島市三浦西1314番地 2
"	水 田 利 幸	宇和島市大浦甲238番地 5

○愛媛県告示第22号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・畑の成地区）の施行に平成22年12月27日同意した。

平成23年 1月11日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

## ○愛媛県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	舟間伊予吉田停車場線	宇和島市吉田町南君2903番3地先から 同町南君3049番10地先まで	旧	メートル 4.8～8.0	キロメートル 0.210	
			新	9.8～15.0	0.210	

## ○愛媛県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	舟間伊予吉田停車場線	宇和島市吉田町南君2903番3地先から 同町南君3049番10地先まで	平成23年 1月11日

## ○愛媛県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町家串1005番2から 同町家串1003番2まで	旧	メートル 9.0～12.0	キロメートル 0.051	
			新	9.4～24.1	0.048	

## ○愛媛県告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町家串1005番2から 同町家串1003番2まで	平成23年 1月11日

---

公 告

---

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年12月17日	特定非営利活動法人 愛媛県子ども自立支援センター	丹 下 晴 喜	松山市本町6丁目6番7号 ロー タリー本町305号	この法人は、義務教育終了後、児童養護施設を退所した等、社会に出て自立しなければならない子どもや、さまざまな事情で家庭から離れて自立しなければならない子ども、施設で暮らせない子どもに対して、子どもの自立を支援する居場所作りを行い、もって子どもの権利条約が保障する子どもの諸権利を実現するための社会基盤作りに寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年12月20日	N P O法人 笑顔	中 西 香 織	松山市石風呂町1番5号	この法人は、主に愛媛県内のシニア世代の方々の暮らしを支え、子どもたちの未来を育む活動を、地域の資源を最大限に活かした方法で実現することにより、すべての人が明るい笑顔を浮かべることができる社会づくりを実現することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年12月20日	N P O法人 ジャパンハビネスサポートセン ター	渡 部 成 治	松山市北斎院町748番地5 プラ イム北斎院301号	この法人は、障がい者、高齢者等の雇用、自立の支援に関する事業を行い、社会福祉に関する理解の啓発に寄与することを目的とする。

監 査 公 表

○公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成23年 1月11日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次  
同 本 宮 勇  
同 赤 松 泰 伸  
同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
私 学 文 書 課	平成22年12月21日
<p>（監査の結果）</p> <p>平成21年度における愛媛県私立学校運営費補助金について、法第199条第5項の規定による監査を実施したところ、次の事項が認められた。</p> <p>満3歳児割対象園児数の誤りにより、4法人に対して計2,219,000円の補助金が過大に交付され、4法人に対して計2,219,000円の補助金が不足していたので、補助金の適正な支出に万全を期されたい。</p>	